

飯能市地域公共交通対策協議会（法定協議会）設置の目的について

市では、市全体の公共交通のあり方を考え、公共交通の基本方針を定めた計画の策定などを協議するために、平成24年10月に「飯能市地域公共交通対策協議会」（任意協議会）を設置し、「飯能市地域公共交通基本計画」（平成26年3月）の策定や計画の進捗確認、路線バスの利用促進に関する取り組みの実施などを進めてきた。

しかし、路線バスの利用者の減少、公共交通が不十分な地域や交通空白地域など、各々の地域における公共交通に関する諸課題を解決するためには、多様な関係者による合意形成や協働の取り組みをより効率的・効果的かつ確実に行うことが必要となっている。

また、都市回廊空間や新たな観光拠点などを結ぶネットワークとしての公共交通の検討も必要であり、まちづくりや観光などの関連分野と強く連携しながら「持続可能な公共交通」を実現することも喫緊の課題となっている。

このようなことから、これまで任意で設置していた「飯能市地域公共交通対策協議会」を、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」と「道路運送法」の2法に基づく協議会として新たに設置することにより、地域住民や観光客等の来訪者の移動手段である公共交通の再編を目指すものである。

【飯能地域公共交通対策協議会（法定協議会）の位置づけ】

本協議会については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」の2法に基づいて設置することにより、「道路運送法」を根拠法とした「地域公共交通会議」及び「運営協議会」を兼ねることができるものとする。

◎法定協議会設置のメリット

- ・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定に係る国からの支援
→地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査経費の一部支援
- ・地域公共交通網形成計画実施への許認可に関する特例の適用及び簡素化
- ・地方債起債等の特例措置 など